

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

新規就農者調査（以下「調査」という。）は、食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）に基づき、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保を推進するため、新規就農者数（雇用による新規就農者及び新規参入者数を含む。）を把握し、新たな人材を育成・確保する諸施策の企画・立案、検証等に必要な資料を整備することを目的とする。

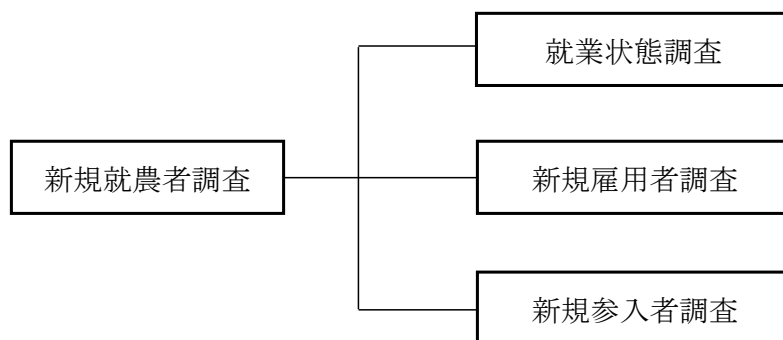
2 調査の根拠法令

調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 19 条第 1 項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた一般統計調査である。

3 調査機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター）を通じて実施した。

4 調査体系



5 調査の対象

新規就農者調査は、就業状態調査、新規雇用者調査及び新規参入者調査からなり、それぞれの調査の対象は次のとおりである。

(1) 就業状態調査

2020 年農林業センサスで把握した農業経営体のうち個人経営体

(2) 新規雇用者調査

2020 年農林業センサスで把握した農業経営体のうち団体経営体及び 2020 年農林業センサス以降に実施した農業構造動態調査で把握した新設団体経営体

(3) 新規参入者調査

農業委員会及び農業委員会が設置されていない市区町村においては、当該市区町村（以下「農業委員会等」という。）

6 抽出方法

(1) 就業状態調査

- ア 2020 年農林業センサスで把握した農業経営体のうち、農業構造動態調査（個人経営体調査）（令和 6 年 2 月 1 日現在）で抽出した経営体を調査対象としている。
- イ 2020 年農林業センサスで把握した農業経営体のうち、アを除く個人経営体を対象とし、2020 年農林業センサス結果の母集団名簿を用いて、主副業別（主業については、さらに農業経営組織別）の階層に基づく層化抽出法により抽出している。

(2) 新規雇用者調査

2020 年農林業センサス結果並びに 2020 年農林業センサス以降に実施した農業構造動態調査結果の母集団名簿を用いて、農産物の販売金額規模階層等に基づく層化抽出法により抽出している。

(3) 新規参入者調査

調査期日現在の農業委員会等に対する全数調査。

7 調査事項

(1) 就業状態調査

農業経営の状況、農業従事者数、農業従事者の年齢及び性別、農業従事者の調査期日前 1 年間及びさらにその前 1 年間の生活の主な状態、この 1 年間に自営農業を開始した者の就農時の形態（「この 1 年間に親の農業経営を継承」、「この 1 年間に親の農業経営とは別作物等を開始」）

(2) 新規雇用者調査

新規雇用者の有無及び人数、農産物の年間販売金額、新規雇用者の年齢及び性別、新規雇用者の農家出身・非農家出身の別、新規雇用者の就業上の地位、新規雇用者の従事する作業の内容、新規雇用者の雇用される直前の就業状態

(3) 新規参入者調査

新規参入者の有無、新規参入者の経営の責任者・共同経営者の別、年齢及び性別、主な部門

8 調査の時期

(1) 調査期日

令和 6 年 2 月 1 日現在

(2) 調査実施期間

調査票配布開始：令和 6 年 3 月下旬

調査票回収期限：令和 6 年 4 月下旬

9 調査の方法

(1) 就業状態調査及び新規雇用者調査

調査は、農林水産省が調査対象経営体へ郵送により調査票を配布し、政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）により回収又は地方農政局等が郵送により回収する自計調査の方法により実施した。

(2) 新規参入者調査

調査は、農林水産省が調査対象農業委員会等へ電子メール又は郵送により調査票を配布し、政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）若しくは電子メールにより回収又は郵送により回収する自計調査として実施した。

10 調査対象者数

区 分	調査対象者数	有効回答数	有効回答率
就業状態調査	64,462 経営体	53,274 経営体	82.6%
うち新規就農者調査	38,114 経営体	30,822 経営体	80.9%
うち農業構造動態調査	26,348 経営体	22,452 経営体	85.2%
新規雇用者調査	4,177 経営体	2,767 経営体	66.2%
新規参入者調査	1,738 委員会等	1,738 委員会等	100.0%

注：1) 有効回答数とは、無効回答を除く集計に用いた調査対象者の数である。

2) 令和5年就業状態調査及び新規雇用者調査は、令和6年能登半島地震の影響により石川県の7市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町及び能登町）については調査を実施していないため、調査対象者数に同市町の調査対象者数は含まない。

3) 令和5年新規参入者調査は、令和6年能登半島地震の影響により石川県の6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町）については、調査を実施していないため、調査対象者数に同市町の農業委員会等の数は含まない。

11 集計・推計方法

(1) 新規自営農業就農者

集計対象事項（ X ）の推定値を次に示す推定式により算出した。

[推定式]

$$X = X_1 + X_2$$

$$X_h = \sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{k=1}^{n_i} x_{ik} \quad (h = 1, 2)$$

X_1 : 就業状態調査による新規就農者数の推定値

X_2 : 農業構造動態調査による新規就農者数の推定値

L : 階層の数（就業状態調査は主副業別（主業については、さらに農業経営組織別）の12階層、農業構造動態調査は主副業別及び農業経営組織別の33階層）

N_i : 第 i 階層の母集団の大きさ（経営体数）

n_i : 第 i 階層の集計経営体数

x_{ik} : 第 i 階層の k 番目の集計経営体に係る x の調査値

(2) 新規雇用就農者

集計対象事項（ T ）の推定値を次に示す推定式により算出した。

[推定式]

- N_i : 第 i 階層の母集団の大きさ（経営体数）
 n_i : 第 i 階層の集計経営体数
 L : 階層の数（農産物の販売金額規模階層等別）
 x_{ij} : 第 i 階層の j 番目の集計経営体に係る x の調査値

(3) 新規参入者

調査結果の単純積み上げにより算出した。

12 実績精度

新規自営農業就農者数（3万330人）及び新規雇用就農者数（9,300人）についての実績精度を標準誤差率（％）（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次表のとおりである。

区 分	標準誤差率
新規自営農業就農者数	2.7%
新規雇用就農者数	5.2%

13 用語の解説

新規就農者	新規自営農業就農者、新規雇用就農者及び新規参入者の3者をいう。
新規自営農業就農者	個人経営体の世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。
この1年間に親の農業経営を継承	調査期日前1年間に親の農業経営を継承して経営の責任者になった者（共同で農業経営を継承した者を含む。）をいう。
この1年間に親の農業経営とは別作物等を開始	調査期日前1年間に親とは別の作物（品目）で農業経営（農業生産関連事業（「農作物の加工」、「観光農園」、「農家民宿」等の農業生産に関連した事業）を含む。）を開始し、その経営の責任者になった者をいう。
新規雇用就農者	調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い（年間7か月以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者（外国人技能実習生及び特定技能で受け入れた外国人並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。）をいう。
就業上の地位	「役員」とは、農業経営に責任を負っている者、又は業務執行、会計

	監査等の権限を有する者をいい、「構成員」とは、任意組織等の法人格を持たない組織で経営に関与している者をいう。「その他」とは、「役員」及び「構成員」以外をいう。																						
新規参入者	土地や資金を独自に調達（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。）し、調査期日前1年間に新たに農業経営を開始（「農業経営を開始」とは、「農業経営体」の定義に該当する事業を開始することをいう。）した経営の責任者及び共同経営者をいう。 なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。																						
部門	新規参入の時に主体として取り組むこととしている部門をいう。																						
新規学卒就農者	新規就農者のうち、自営農業就農者で「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び雇用就農者で雇用される直前に学生であった者をいう。																						
農業経営体	農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 ア 経営耕地面積が30a以上の規模の農業 イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の基準以上の農業 <table> <tr> <td>① 露地野菜作付面積</td><td>15 a</td></tr> <tr> <td>② 施設野菜栽培面積</td><td>350 m²</td></tr> <tr> <td>③ 果樹栽培面積</td><td>10 a</td></tr> <tr> <td>④ 露地花き栽培面積</td><td>10 a</td></tr> <tr> <td>⑤ 施設花き栽培面積</td><td>250 m²</td></tr> <tr> <td>⑥ 搾乳牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr> <td>⑦ 肥育牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr> <td>⑧ 豚飼養頭数</td><td>15 頭</td></tr> <tr> <td>⑨ 採卵鶏飼養羽数</td><td>150 羽</td></tr> <tr> <td>⑩ ブロイラー年間出荷羽数</td><td>1,000 羽</td></tr> <tr> <td>⑪ その他</td><td>調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模</td></tr> </table> ウ 農作業の受託の事業	① 露地野菜作付面積	15 a	② 施設野菜栽培面積	350 m ²	③ 果樹栽培面積	10 a	④ 露地花き栽培面積	10 a	⑤ 施設花き栽培面積	250 m ²	⑥ 搾乳牛飼養頭数	1 頭	⑦ 肥育牛飼養頭数	1 頭	⑧ 豚飼養頭数	15 頭	⑨ 採卵鶏飼養羽数	150 羽	⑩ ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽	⑪ その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
① 露地野菜作付面積	15 a																						
② 施設野菜栽培面積	350 m ²																						
③ 果樹栽培面積	10 a																						
④ 露地花き栽培面積	10 a																						
⑤ 施設花き栽培面積	250 m ²																						
⑥ 搾乳牛飼養頭数	1 頭																						
⑦ 肥育牛飼養頭数	1 頭																						
⑧ 豚飼養頭数	15 頭																						
⑨ 採卵鶏飼養羽数	150 羽																						
⑩ ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽																						
⑪ その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模																						
個人経営体	農業経営体のうち世帯で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。																						
団体経営体	個人経営体以外の農業経営体をいう。																						

14 利用上の注意

(1) 統計の表示について

ア 表中の数値については、1 の位を四捨五入し、10 人単位で表記しており、表中に使用した記号は、以下のとおりである。

「0」：5 人未満のもの

「－」：事実のないもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

イ 統計表の数値については、集計値の原数を四捨五入し、10 人単位で表記しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 令和 6 年能登半島地震の影響

ア 令和 5 年新規自営農業就農者数及び新規雇用就農者数

調査を実施できなかった石川県の 7 市町以外の調査対象者の調査結果から算出した。

イ 令和 5 年新規参入者数

調査を実施できなかった石川県の 6 市町を除いて集計を行った。

(3) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「農家数、担い手、農地など」の「新規就農者調査」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表を掲載します。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sinki/#r>

(4) この報告書に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和 5 年新規就農者調査」（農林水産省）による旨を記載してください。

15 お問合せ先

農林水産省大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 農林漁業担い手統計班

電 話：（代表）03－3502－8111（内線3666）

（直通）03－6744－2247

※ 本調査に関する御意見・御要望は、「15 お問合せ先」のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>